

認可保育施設の入所手続き

1 保育所とは

保護者のみなさんが共働きであるなど、お子様を家庭で保育することができない場合に、保護者に代わって保育する児童福祉施設です。利用するためには、2ページに記載の「保育を必要とする事由」に該当する必要があります。

2 保育所とそのほかの施設

種 類	どのような施設か
保育所(園)	共働きなどで、日ごろ家庭で保育ができない方が預ける児童福祉施設です。各保育所(園)において特色ある保育が実施されています。
認定こども園	保育所(園)と幼稚園の機能を併せ持つ施設です。保育所(園)のように、共働きなどの入所条件を必要とする保育枠(2・3号認定)と、幼稚園のように入所条件が必要でない教育枠(1号認定)があります。預けられる時間などに違いがあります。
事業所内 保育施設	大学や病院などの事業所が運営する施設です。その事業所で働く方を対象とした従業員枠と、地域の子どもを対象とした地域枠があります。0～2歳までの子どもが対象です。
小 規 模 保育施設	0～2歳までの子どもを、少人数で預かる施設です。少人数ならではの家庭的な雰囲気が特徴です。
幼 稚 園	小学校就学前の子ども(満3歳以上)に対する教育を目的とした施設です。 ※保育施設ではありません。手続き等詳しくは各幼稚園(35ページ参照)にお問い合わせください。
認 可 外 保育施設	自治体の認可を必要としないで運営されている保育施設です。入所の決定や料金は各施設で決めています。 ※申し込み等は、各施設(33～34ページ参照)にお問い合わせください。 無償化については17ページ以降を参照

3 保育所を利用するためには

●入所するためには以下の事由が必要です。

保育を必要とする事由	詳 細
(1) 就 労	保護者のひと月あたりの就労時間が60時間以上ある場合 (残業時間を除く)
(2) 出 産	出産予定日の前後各8週間の入所が可能
(3) 保護者の疾病、障がい	保護者が疾病・障がいの状態にあり、保育ができないと判断する場合 (ただし、医師の証明や障害者手帳等の写しが必要)
(4) 同居親族の介護・看護	保護者が同居する親族の介護や看護により、子どもを保育できない場合
(5) 災害復旧	保護者が災害の復旧にあたるため、子どもを保育できない場合
(6) 求職活動 ※利用時間は「保育短時間」のみ	保護者が求職活動のため、子どもを保育できない場合 (3か月以内に就職しないと <u>退所</u> になります。求職活動を理由に入所できるのは、 <u>保護者一人に対して最大3か月間のみ</u> です。)
(7) 就 学	保護者が就学することにより、子どもを保育できない場合 (就労と同様に月60時間以上の就学時間が必要) (学校教育法に規定する専修学校等を含む学校等、または、職業能力開発促進法に規定する職業訓練学校等に在学する人が該当します。)
(8) 虐待やDVのおそれがあること	保護者または子どもに生命、身体への危険がある場合
(9) 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること ※利用時間は「保育短時間」のみ	保護者(父母)が育児休業取得時に、おおむね6か月以上同じ保育所等を継続して利用しており、子どもの心身の発達のために継続した保育が必要と認められる場合 (入所(園)後、育児休業を取得される際は事前に施設にお問い合わせください。)
(10) 上記(1)から(9)までに類する状態にあると市長が認めたとき	

《教育・保育給付認定について》

施設を利用するにあたり、教育・保育給付認定を受ける必要があります。

●教育認定（1号認定）

認定こども園の教育枠や、新制度に移行した幼稚園に入園するために必要な認定です。

「保育を必要とする事由」は要しません。認定こども園の教育枠や幼稚園に内定した方について認定します。なお、新制度に移行していない岐阜市内の私立幼稚園は、令和元年度から始まった幼児教育・保育の無償化により、認定が必要となりました。無償化については、17ページ以降に記載しています。

●保育認定（2・3号認定）

「保育を必要とする事由」が認められる場合に、保育認定を受けることで保育施設の利用が可能となります。保育を必要とする事由に該当したうえで、保育が必要な時間によって「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

この区分は申請書や証明書（勤務時間などの就労証明）をもとに岐阜市が「保育の必要量に応じた区分」を認定します。父母どちらかの短い時間で認定をします。

《各区分に応じた利用可能時間》

区 分		施設の利用時間
教育認定	1号認定 (3歳から5歳)	教育標準時間 1日4時間程度（教育標準時間を超える利用は、預かり保育になります。）
	2号認定 (3歳から5歳)	保育標準時間（1日11時間以内） 就労・就学の場合、「月120時間以上」の勤務を要件とする ○基本時間 7時～18時 基本時間を超える利用は延長保育となり、利用料が発生します。認定こども園・小規模保育施設等においては基本時間と異なることがあります。
保育認定	3号認定 (0歳から2歳)	保育短時間（1日8時間以内） 就労・就学の場合、「月60時間以上120時間未満」の勤務を要件とする ○基本時間 8時30分～16時30分 基本時間を超える利用は延長保育となり、利用料が発生します。認定こども園・小規模保育施設等においては基本時間と異なることがあります。（事情によっては標準時間選択可）

令和7年度クラス年齢一覧（令和7年4月1日時点の年齢が基準となります。）

クラス年齢	生年月日
0歳児	2024（令和6）年4月2日～
1歳児	2023（令和5）年4月2日～2024（令和6）年4月1日
2歳児	2022（令和4）年4月2日～2023（令和5）年4月1日
3歳児	2021（令和3）年4月2日～2022（令和4）年4月1日
4歳児	2020（令和2）年4月2日～2021（令和3）年4月1日
5歳児	2019（平成31）年4月2日～2020（令和2）年4月1日

4 施設利用（入所）の申し込み手続きについて

令和7年4月1日から利用する場合（一次募集）

< 申込書類配布開始 >	
令和6年9月13日(金)	申込書を手し、教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（2・3号認定用）を記入します。 【配布場所】 ・子ども保育課（市庁舎2階）、各保育所(園)、各認定こども園、各小規模保育施設等、各事務所
< 申込書類提出期間 >	
令和6年10月1日(火) ～10月31日(木) (土・日・祝日は除く)	【提出場所】 ・第1希望の保育施設（8時30分～17時）
< 入所選考期間 >	
11月～12月	市が申込書に基づいて選考を行います。 選考の結果、選考に漏れた方につきましては（施設を通じて）連絡をし、第2希望以降の施設で入所の調整をします。
< 入所決定及び支給認定証発行 >	
1月下旬	入所決定の通知と支給認定証を発行します。 ※岐阜市に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。 3月7日(金)までに転入をお願いします。 ※10月に申込書を提出後、4月の入所までに記載事項に変更があった場合は、変更事項届出書を施設に提出してください。 ※入所(園)前の健康診断や入所(園)時の持ち物につきましては、各施設にお問い合わせください。

令和7年4月1日入所(園)の二次募集について

○一次募集において、定員に達しなかった保育所(園)・認定こども園・小規模保育施設等において二次募集を実施します。なお、申込は先着順です。

< 申込書類提出期間 >	
令和7年1月10日(金) ～3月7日(金)	【提出場所】 ・第1希望の保育施設（8時30分～17時）
< 入所決定及び支給認定証発行 >	
1月下旬以降 随時	入所決定の通知と支給認定証を発行します。 ※岐阜市に転入予定の方は、転入が確認でき次第、順次発送します。 3月7日(金)までに転入をお願いします。 ※4月の入所までに記載事項に変更があった場合は、変更事項届出書を施設に提出してください。 ※入所(園)が決定したら、速やかに施設へ連絡をし、健康診断や持ち物の確認を行ってください。

令和7年5月1日以降途中入所(園)を希望される場合

空き状況

○年度途中でも、空きがある施設では毎月入所の募集をしています。

空き状況については毎月1日にホームページで公開します。

右記QRコードよりご確認ください。



<申込書類提出期間>	
入所希望月の前月 1日～15日	【提出場所】 ・第1希望の保育施設（8時30分～17時） （1日が土日祝の場合はその次の平日から。15日が土日祝日の場合はその前日の開所(園)日まで）
<入所選考>	
毎月15日頃 (入所〆切後)	市が申込書に基づいて選考を行います。選考の結果、選考に漏れた方につきましては（施設を通じて）連絡をし、第2希望以降の施設で入所の調整をします。 ※岐阜市に転入予定の方は、 <u>締切日までに</u> 転入をお願いします。
<入所決定及び支給認定証発行>	
毎月20日頃	入所が決定したら市から入所決定書類と支給認定証を自宅へ送付します。 自宅に書類が届いたら、速やかに施設と連絡を取り、健康診断や持ち物の確認をしてください。

※11月以降の入所については、令和8年3月末までの期間限定での入所となります。

令和8年4月以降も入所を希望される場合は、令和7年度に行う一次募集・二次募集での申込が必要です。

《途中入所締切日一覧表》

入園希望月	最終締切日	入園希望月	最終締切日
5月	令和7年4月15日(火)	11月	令和7年10月15日(水)
6月	令和7年5月15日(木)	12月	令和7年11月14日(金)
7月	令和7年6月13日(金)	1月	令和7年12月15日(月)
8月	令和7年7月15日(火)	2月	令和8年1月15日(木)
9月	令和7年8月15日(金)	3月	令和8年2月13日(金)
10月	令和7年9月12日(金)		

※月によって締切日が異なりますので、ご注意ください。

新制度に移行した幼稚園・認定こども園（1号の申込）を利用する場合

○教育・保育給付認定申請書の提出が必要となります。

- 1 内定者に対して園から教育・保育給付認定申請書が配布されます
- 2 園に教育・保育給付認定申請書を提出します
- 3 市から支給認定証が発行されます
- 4 園を利用することが可能です

※施設に入園の可否の決定権があります。

※幼稚園・認定こども園の預かり保育については、17ページ以降の「幼児教育・保育の無償化について」を参照ください。

5 入所(園)の選考について

入所(園)希望者が各保育施設の定員を超えた場合は、子どもの入所事由によって、入所すべき緊急性の高い子どもから順次入所(園)決定をします。第1希望に入所(園)できない場合は、第2・第3希望の施設へ入所(園)していただくか、入所(園)待ちとなる場合があります。

緊急性の判断については、ランク表を基本に優先度の高い申込者から決定します。ランクが同一の場合は、保育を要する程度を点数化し決定します。なお、同点の場合は、抽選とさせていただきます。

※自営業をしている方で、事業内容を証明する客観的資料（ホームページの写し、確定申告書の写し、営業許可書の写し等）の提出がない場合は、点数化することができないため、合計点数が低くなりますので、ご注意ください。

ランク表

事 由	ランク
利用を希望する認可保育所等を子どもの兄弟姉妹が利用している場合	A
小規模保育施設等の卒園児が当該小規模保育施設等の連携施設の利用を希望している場合	
岐阜市の政策により子どもが転園(所)させられる場合	
保護者が市内の認可保育所等又は幼稚園で保育者、幼稚園教諭として月140時間以上就労する場合	
児童虐待のおそれがあると認められる場合 DVにより子どもの保育を行うことが困難であると認められる場合	
児童の保護者が里親である場合	
3人以上の多胎児が同時に保育の利用を希望する場合	
医療的ケア児が保育の利用を希望している場合（その利用を希望する認可保育所等が当該医療的ケア児を受け入れる体制が確保されていることが認められる場合に限る）	
保護者が自営業をしている場合	B
保護者が月60時間以上就労する場合	
保護者が疾病・障がいを有し、保育を必要とする場合	
保護者が同居の親族を常時介護または看護する場合	
保護者が災害復旧に従事している場合	
保護者が就学する場合	C
母親が出産の前後であり、子どもの保育ができない場合	D
保護者が求職活動中である場合	E

点数表 1（基本点：保護者に関する事由）

項 目	細 目		点数
就労又は就学 (自営業、内職、 農業含む)	月実労働時間が140時間以上 (就学時間を含む。以下この項目内は同じ。)		100
	月実労働時間が 120時間以上 140時間未満		90
	月実労働時間が 100時間以上 120時間未満		80
	月実労働時間が 80時間以上 100時間未満		70
	月実労働時間が 60時間以上 80時間未満		60
妊娠又は出産	出産の前後 8 週間程度		100
疾病、負傷又は 障がい者	入 院	長期入院（6 か月以上）	100
		短期入院（6 か月未満）	80
	自宅療養	常時臥床での療養を要する場合	100
		精神性疾患により安静加療を要する場合	80
		通院加療により保育に支障がある場合	50
	身体障害者手帳 1 級・2 級、精神障害者保健福祉手帳 1 級、療育手帳 A の交付を受けている場合		100
介護又は看護	病院等への付添い	1 週間当たり 5 日以上	100
		1 週間当たり 3 日以上 5 日未満	50
	児童の兄弟姉妹が障害児通所支援事業所等に保護者同伴で 1 週間当たり 3 日以上通所する場合		100
	自宅で介護している場合		30
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合		100

※実労働時間：岐阜市では就労時間と同様に取り扱います。

点数表 2（補正点：世帯、世帯員等に関する事由）

項 目		点数
ひとり親世帯又は生活保護世帯		+25
小規模保育施設等の連携施設（幼稚園等）を児童の兄弟が利用している場合		+15
児童の保護者が市内の認可保育所等又は幼稚園で保育者、幼稚園教諭として月120時間以上就労する場合		+25
児童の兄弟姉妹が同時に保育の利用を希望する場合（同一施設である必要はない）		+15
配偶者が単身赴任である場合 （単身赴任中の保護者の住所（特別区を含む岐阜市外）から認可保育所等までの距離が60km以上である場合、またはその他市長がこれに準ずると認めた場合）		+ 5
多子世帯（子どもが3人以上いる世帯をいう。）		+10
障がい者がいる世帯	身体障害者手帳（1級又は2級に限る。）	+15
	精神障害者保健福祉手帳（1級に限る。）	
	療育手帳（A 1 又はA 2 に限る。）	
	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳で、上記以外の障害の等級	+10
同居の親族が要介護者		+10
育児休業から復帰する日（予定日を含む。）から1年以内に保育の利用を希望する保護者がいる世帯		+10
20歳以上 60歳未満の同居の親族（父親及び母親を除く。）に保育できる者がいない※		+10
市内の小規模保育施設等（3歳で卒園となる施設）の卒園児が、他の認可保育所等で引き続き保育の利用を希望する場合		+20

※保育できる同居の親族（20歳未満60歳以上の同居の親族は除く。）がいない

6 入所(園)の決定について

- 子どもの家庭を中心にして、保育の必要性があるかどうか、その環境等〔入所(園)できる条件〕を総合的に判断し、岐阜市長が入所(園)を決定(承諾)します。
- 入所(園)が必要と認められる場合でも、施設の定員等の事情及び健康診断の結果によっては、入所(園)できない場合もあります。
- 保育所(園)では、日々通所でき、集団生活になじむ、中・軽度の配慮が必要な子を受け入れています。障がいや特性の程度によっては、療育総合判定会議の判定を通して、認定児として複数の認定児に対して保育士を加配し受け入れる場合や、療育施設等の利用が子どもの成長にとって最適であると判断される場合があります。また、保育士の配置等によっては、受け入れができない場合があります。
子どもの成長などについて心配がある場合には、申込みの前に、かかりつけ医療機関や利用中の施設等で、保育所(園)での集団保育が可能か確認していただくとともに、必ずお子さんと一緒に希望保育所等へ見学に行き、ご相談ください。
- 令和7年4月の入所希望で令和6年10月1日～31日に申し込みされた方は、優先順位を基本に利用調整(選考)し、同等の場合は抽選とさせていただきます。
- 年度途中入所(園)の場合は、入所(園)希望月の前月15日で申し込みを締め切り、20日頃に入所(園)決定(承諾)を通知します。なお、希望の施設が定員を超えた場合は、上記と同様に利用調整(選考)又は抽選を実施します。
- 申請された内容が虚偽であった場合、入所(園)後であっても入所(園)が取り消されることがあります。



7 利用者負担額（保育料）及び給食費について

3 歳児から 5 歳児クラスの保育料について

- 保育所(園)、私立認定こども園を含める認可保育施設を利用する子ども（1号認定子ども及び2号認定子ども）の利用者負担額（以下「保育料」という。）は無償です。
- 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間（3歳児クラスから5歳児クラスまで）が対象です。
※ただし、1号認定については、認定を受けたときから無償となります。
- 実費として徴収される費用（行事費など）や給食費は別途必要となります。

0 歳児から 2 歳児クラスの保育料について

- 利用者の皆様にご負担いただく保育料は、利用者の負担能力（市町村民税所得割合算額（以下、市民税所得割額という。））に応じて、11ページにある令和7年度岐阜市利用者負担額（保育料）表のとおり算定されます。
- 保育料金表の認定区分は、4月1日の年齢で認定します。年度の途中で満3歳となっても、保育料金表の認定区分は変わりません。
※クラス年齢は学年と同じ考え方です。
- 保育料決定の通知は、入所した月の上旬に施設を通じてお知らせします。
また、保育料については、子どもが同時に保育所等に入所している場合は減額される場合があります。（詳しくは12ページを参照）

給食費について

- 1号認定子ども及び2号認定子ども（3～5歳児クラス）については、別途給食費（主食費（ご飯やパン代）及び副食費（おかずやおやつ代））が必要です。3号認定子ども（0～2歳児クラス）の給食費については、保育料に含まれています。
- 給食費の金額は在籍する施設により異なります。また、施設に直接お支払いいただくこととなりますので、詳しくは各施設にお問い合わせください。なお、公立保育所は、岐阜市が金額を定め、岐阜市に納付書または口座振替でお支払いいただくこととなります。
- 次の①～⑤の場合に該当する方は、副食費が免除されます。なお、支払いが免除となる対象者については、入所した月の上旬に施設を通じてお知らせします。

- ① 1号認定または2号認定のひとり親世帯等で市民税所得割額が77,101円未満の世帯
- ② 2号認定の2人親世帯で市民税所得割額が57,700円未満の世帯
- ③ 1号認定子どもで小学3年生までの兄弟姉妹のうち、第3子以降の子
- ④ 2号認定子どもで同時に保育所等に在籍する兄弟姉妹のうち、第3子以降の子
- ⑤ 2号認定子どもで、18歳までの兄弟姉妹のうち、第3子以降の子で市民税所得割額が97,000円未満の世帯

保育料及び給食費の算定及び徴収について

- 利用者の皆様にご負担いただく保育料及び給食費は、利用者の負担能力（市民税所得割額）に応じて算定されます。なお、令和7年4月から8月までは令和6年度の市民税所得割額（令和5年1月から12月までの所得に対する税額）、令和7年9月から令和8年3月までは令和7年度の市民税所得割額（令和6年1月から12月までの所得に対する税額）にて算定されます。
- 保育料と給食費は原則として父母の市民税所得割額の合計額で算定しますが、父母の合計収入額が200万円以下（ひとり親である場合は150万円以下）であり、非課税である場合、同居する祖父または祖母のうち収入が高い方を基準に算定します。
- 税情報が確認できない（未申告：育児休業中で収入が無い等）場合は、申告していただくよう依頼することがございます。未申告の状態のままですと、実際よりも保育料を高く設定することがあります。
- 確定申告・修正申告等により市民税所得割額が変更になった場合は、遡って保育料と給食費が変更になります。ただし、過年度分の保育料と給食費は遡って変更になりませんので、ご注意ください。
- 公私立保育所（園）の保育料及び公立保育所の給食費の納期限は各月末日です。ただし、末日が土日祝日の場合は、その次の平日になります。もし、滞納されますと、延滞金が発生しますのでご注意ください。なお、口座振替による納付ができますので、手続きをしてください。（詳細は40ページ及び43ページをご覧ください。）
※認定こども園・小規模保育施設等の保育料等の納付については、各園によって異なります。
※私立保育園の給食費の納付については、各園によって異なります。
- 個人的な理由で月途中で退所（園）した場合は、その月の保育料は1か月分納付していただきます。（ただし、子どもが入所措置された場合等は除く。）
- 入所（園）後は「退所（園）届」を提出しない限り、通所の有無にかかわらず保育料は全額納付していただきます。



《令和7年度 岐阜市利用者負担額（保育料）表（参考）》

3号認定子ども（0～2歳児クラス）

教育・保育給付認定保護者の階層区分		保育料（月額）	
階層区分	定 義	保育標準時間認定	保育短時間認定
第1階層	生活保護世帯等	0円	0円
第2階層	市民税非課税世帯	0円	0円
第3階層	ひとり親世帯等の認定世帯	5,000円	5,000円
	市民税所得割額が48,600円未満	14,900円	14,700円
第4階層	ひとり親世帯等の認定世帯 （市民税所得割額が77,100円 以下の場合に限る）	5,000円	5,000円
	市民税所得割額が48,600円以上 97,000円未満	23,000円	22,700円
第5階層	市民税所得割額が97,000円以上 169,000円未満	32,000円	31,600円
第6階層	市民税所得割額が169,000円以上 301,000円未満	48,000円	47,300円
第7階層	市民税所得割額が301,000円以上 397,000円未満	53,300円	52,500円
第8階層	市民税所得割額が397,000円以上	62,000円	61,000円

★保育料は、期限までに納付いただくとともに、納付等についてご心配なことがありましたら、在籍する施設または子ども保育課にご相談ください。



◇◇◇◇ 認可保育施設の利用者負担額（保育料）の多子軽減 ◇◇◇◇

同一世帯で2人以上の就学前の子どもが同時に以下の施設に入所または利用している場合は、その子どもたちのうち、年齢の高い順に数えて2番目の子どもの保育料は半額、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。

上の子の入所(園)施設 (施設の市外・市内は問いません)

- ・ 保育所(園)、認定こども園、小規模保育施設等の保育施設
- ・ 幼稚園
- ・ 企業主導型保育施設
- ・ 特別支援学校幼稚部
- ・ 児童心理治療施設

上の子の利用施設

- ・ 児童発達支援施設
- ・ 医療型児童発達支援施設



* 多子減免の適用例

1番目の子ども	認可保育施設	企業主導型	企業主導型	企業主導型	企業主導型
2番目の子ども	認可保育施設⇒対象 半額	認可保育施設⇒対象 半額	企業主導型⇒対象外	認可保育施設⇒対象 半額	企業主導型⇒対象外
3番目の子ども	認可保育施設⇒対象 無料	認可保育施設⇒対象 無料	認可保育施設⇒対象 無料	企業主導型⇒対象外	企業主導型⇒対象外

(幼稚園・特別支援学校や児童発達支援施設等は、企業主導型の部分と差し替えて捉えてください)

各施設から在園証明を受けた「保育所(園)利用者負担額多子減免届出書」を提出していただく必要があります。(該当となる子どもが全員保育所(園)に入所している場合は必要ありません。)

なお、以下①～③に該当する世帯についても多子軽減の対象となります。

- ① 市民税所得割額が57,700円未満の2人親世帯について
子どもの年齢に関わらず、2番目の子どもの保育料は半額、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。
- ② 市民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等の認定世帯について
子どもの年齢に関わらず、2番目以降の子どもの保育料は無料としています。
- ③ 市民税所得割額が97,000円未満である世帯について
18歳までの子どもが3人以上いる場合は、3番目以降の子どもの保育料は無料としています。

上記①～③に該当する世帯で、小学校就学後の子どもが、住所を別になっている場合は親子関係の分かる書類(母子手帳の写し、戸籍謄本等)を添付の上、申込書に別居の子の住所、氏名等を記載して提出する必要があります。(別居の場合は、生計が同一であることが必要です。)

《保育料の試算について》

保育料は父母の市民税所得割合算額を基に決まります。

下記の資料があれば試算することができます。

資料中の枠で囲んだ市民税の「税額控除前所得割額」を父と母で合算してください。

その金額を料金表（11ページ）に当てはめると保育料を試算することができます。

【例：1歳クラスで保育標準時間の場合】

$$\begin{aligned} & (\text{父の税額控除前所得割額：170,000円}) + (\text{母の税額控除前所得割額：50,000円}) \\ & = (\text{合算した税額控除前所得割額：220,000円}) \end{aligned}$$

この額を「利用者負担額（保育料）表」に当てはめる

⇒ 220,000円は第6階層に当てはまるので、保育料は48,000円となる。

【特別徴収の方（市民税が給与天引きで支払われている方）】

令和6年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書（納税義務者用）			
受給者番号		氏名	指定番号
		様	
住		所	整理番号
あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定・変更したので、地方税法第14条、第33条及び第32条の4（第32条の6）の規定によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内、文書をもって、岐阜市税に對して事務請求をすることができます。この通知書に記載する給与・特別徴収税額の決定（の取消しを求むる請求（以下「取消請求」という。）は、当該給与についての事務請求に対する裁決を経た後、当該事務請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内、岐阜市を徴収先として（岐阜市税が徴収の代表となります。）、徴収することができます。なお、①事務請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②給与、給与の銀行又は手続の銀行により生ずる支払い・拒否を避けるための緊急の必要があるとき、③その裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、事務請求に対する裁決を経ないで取消請求を提起することができます。			

税額控除前所得割額		変更月
市	税額控除前所得割額6	月
市	所得割額6	月
市	均等割額7	月
市	税額控除前所得割額5	6月分
市	税額控除前所得割額5	7月分
市	所得割額6	8月分
市	均等割額7	9月分
市	森林環境税8	10月分
市	特別徴収税額9	11月分
市	控除不足額10	12月分
市	既納・既未納付額11	1月分
市	既納付額12	2月分
市	未引納付額（9～11月計）	3月分
市	変更前税額13	4月分
市	増減額（9～11月）	5月分

ここからゆきとくとはがしてください。問い合わせ先 岐阜市財政部市民税課 電話 (058) 214-2063(直通)

※課税年度にご注意ください。

保育料は4月～8月は前年度、9月～翌年3月は当該年度の市民税で算定します。

◆令和7年度 期別利用者負担額に伴う適用年度

適用する月	適用する市民税所得割額の年度
令和7年4月から 令和7年8月まで	令和6年度 市民税所得割額 (令和5年1月から12月までの所得に対する税額)
令和7年9月から 令和8年3月まで	令和7年度 市民税所得割額 (令和6年1月から12月までの所得に対する税額)

令和6年度 市民税・県民税・森林環境税 課税明細

[illegible]

(注)「扶養」欄は扶養控除、扶養親族(配偶者含む)の障害者控除及び同居加算分の合計です。

令和6年度 市・県民税 所得・課税証明書

氏 名	岐阜 太郎	みほん
生 年 月 日	昭和〇〇年 1月 1日	
住 所	岐阜市司町40番地1	

所得金額合計(注1)		令和5年分		所得金額合計の内訳	
5,879,175 円		給 与 (所得金額調整控除後)	5,879,175 円	分離短期譲渡	
給与収入・年金収入・専従者給与収入・繰越損失 青色申告・分離特別控除・専従者控除等		雑 (公的年金・業務・その他)		分離長期譲渡	
給与収入額	7,865,750 円	営 業 等		株 式 等 譲 渡	
		農 業		分 離 配 当	

年税額(注3)		令和6年度分		年税額の内訳	
393,300 円		市 民 税		県 民 税	
課 税 標 準 額		税 額 控 除 前 所 得 割 額	233,940 円	税 額 控 除 前 所 得 割 額	155,960 円
総所得	3,899,000 円	税 額 控 除 等	1,500 円	税 額 控 除 等	1,000 円
		住宅借入金等 特別税額控除	0 円	住宅借入金等 特別税額控除	0 円
		寄附金税額控除 申告特例控除	0 円	寄附金税額控除 申告特例控除	0 円
		配当割額・株式等 譲渡所得割額控除	0 円	配当割額・株式等 譲渡所得割額控除	0 円
		均 等 割 額	3,500 円	均 等 割 額	2,500 円

8 入所(園)後の手続き

- 申込書の記載事項（住所、世帯構成、保護者、勤務先等）に変更があったとき、または、出生、死別、婚姻、離婚、同居、別居等の世帯状況に変更があったときは、ただちに「**教育・保育給付認定（変更・再発行）申請書（変更事項届書）**」を施設に提出してください。特に、保育の必要量（標準時間または短時間の区別）の変更については、**原則として毎月20日までに提出してください。**
婚姻・離婚・死別の場合は、婚姻日・離婚日・死別日のわかる戸籍謄本の写しが必要です。変更事項届出書を提出された日の翌月から保育料を再決定します。
婚姻については、婚姻日の翌月（1日は当月）から保育料が変更となりますので、早急に提出してください。
- 施設を退所(園)される方は、「**退所(園)届**」を施設に提出してください。（月の初日に住民票を他市町村に移すと、当該月は通所(園)出来ませんのでご注意ください。また、連絡もなく1か月以上にわたって通所(園)の実績がない場合は、退所(園)となる場合があります。）
- 申込時において、就労内容が予定や内定である場合、後日、就労状況の実績を確認させていただくことがあります。また、年に一度、「**現況届**」を提出していただき、実績確認を行っています。
- 年度途中に別の施設に転所(園)を希望される場合は、希望月の前月の1日から15日までに、在籍している施設に「**転所(園)願**」を提出してください。なお、転所(園)元は**退所扱い**となるため、転所(園)先に何らかの理由で入所(園)できなかったとしても転所(園)元に引き続き通うことはできません。

★4月1日に別の施設へ転所を希望される場合

（手 順）

- ①9月中旬から配布される新年度用の教育・保育給付認定申請書 兼 利用申込書（2・3号認定用）転所用を通っている施設で入手
↓
- ②10月1日から10月31日までの新規入所一次募集期間に転所を希望する施設へ申込書を提出
↓
- ③新規入所希望者多数の場合は、選考が行われ、選考に漏れた場合は転所(園)元に引き続き通うことができないため、違う施設へ入所もしくは退所となります。
↓
- ④選考にならなかった、もしくは選考を通過した場合は転所することができます。

※転所(園)先に何らかの理由で入所(園)できなかったとしても転所(園)元に引き続き通うことはできませんので、くれぐれもご注意ください。

9 岐阜市立保育所の民営化方針の見直しと統廃合について

以下の保育所への入所を希望される方は、特にご留意ください。

- 黒野 ⇒ 令和 7 年度末で廃園予定
- 網代、西郷 ⇒ 公立保育所として存続
(西郷については、令和 8 年 4 月から 0 歳児の受入を開始予定)
- 三輪北、三輪南、あいかわ ⇒ 令和 7 年度以降に方針を決定

経緯

本市では、令和 2 年 3 月に「岐阜市第三次公立保育所民営化基本計画」を策定し、令和 4 年から令和 6 年にかけて、9 か所の保育所を民営化してまいりました。

その計画において、北西部の網代、西郷、黒野保育所、北東部の三輪北、三輪南、あいかわ保育所については、「統廃合又は分園化を検討し、民営化」することとしておりましたが、近年の少子化の状況を鑑み、令和 6 年 8 月に以下のように計画を改定しました。

- <計画の改定点> ○民営化は実施しない
○統廃合は実施する

改定後の計画に基づき、

北西部の統廃合については、令和 7 年度末で、黒野保育所を廃園し

令和 8 年 4 月から西郷保育所で新たに 0 歳児の受入を開始することとします。

(北東部の統廃合については、令和 7 年度以降に方針を決定することとします。)

令和 7 年度の保育所の入所については、このことに留意し、ご検討いただきますようお願いいたします。

令和 7 年度に在籍する児童への影響

	黒野	網代、西郷	三輪北、三輪南、あいかわ
0 歳児クラス	R 8 から転園	—	R 9 以降に転園の可能性有り
1 歳児クラス	R 8 から転園	公立のまま存続	R 9 以降に転園の可能性有り
2 歳児クラス	卒園まで存続	公立のまま存続	R 9 以降に転園の可能性有り
3 歳児クラス	—	公立のまま存続	R 9 以降に転園の可能性有り
4 歳児クラス	—	公立のまま存続	卒園まで存続
5 歳児クラス	—	公立のまま存続	卒園まで存続

※ 「入所(園)の選考について」(6 頁)の「ランク表」の A ランク「岐阜市の政策により子どもが転園(所)させられる場合について」が、R 8 年 4 月に黒野保育所から別施設に転園する際に適用されます。ただし R 7 年 3 月末に黒野保育所に在籍している場合に限りです。

したがって、R 7 年 4 月以降に黒野保育所に新たに入所(転所)された場合、R 8 年 4 月に転園する際には、A ランクは適用されませんのでご注意ください。

民営化基本計画の改定に関するお問い合わせ先

岐阜市子ども政策課 TEL: 058-214-2397

認可保育施設の入所手続き以外の 保育サービス・申請手続き

幼児教育・保育の無償化

認可保育施設の保育料以外にも無償となるものがあります。利用する施設・事業、子どもの年齢や、保育の必要性の有無により無償となる内容が異なります。なお、無償となる上限額を超えるものや、利用料以外の実費（教材費、行事費、給食費等）は、保護者負担となります。なお、認可保育施設の保育料については、11ページをご覧ください。

認定こども園の預かり保育

教育認定（1号認定）を受けて認定こども園に通う場合でも、保育の必要性の認定（新2・3号認定）を受けている場合、利用料が無償となります。

対象者	3歳児～5歳児クラス※ 満3歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。）
無償となる範囲	①利用日数×450円 ②預かり保育にかかった利用料 ③上限月額11,300円（満3歳児は16,300円） ① ②のうち小さい額が、③の金額の範囲で無償となります。

※満3歳児……………3歳になった日から最初の3月31日まで

3歳児～5歳児…満3歳になってはじめての4月1日から3年間

認可外保育施設等

認可外保育施設（岐阜市に届出を行い、国が定める基準を満たす施設）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業について、保育の必要性（新2・3号認定）を受けている場合、利用料が無償となります。

対象者※	3歳児～5歳児クラス 0歳児～2歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。） <u>※いずれも認可保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していないこと</u>
無償となる範囲	上限月額37,000円まで（0歳児～2歳児は42,000円まで）無償

私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）

教育認定（新1号認定）のほか、保育認定（新2・3号認定）を受けて、私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する場合、利用料が無償となります。岐阜市内にある私立幼稚園はすべて新制度未移行幼稚園です。（令和6年9月現在）

対象者	満3歳児～5歳児クラス
無償となる範囲	上限月額25,700円まで

私立幼稚園(新制度未移行)の預かり保育

保育の必要性の認定（新２・３号認定）を受けて、私立幼稚園（新制度未移行幼稚園）を利用する場合、通常の利用料に加え、預かり保育の利用料も含めて無償となります。

対象者※	３歳児～５歳児クラス 満３歳児クラス（非課税世帯のみが対象となります。）
無償となる範囲	①利用日数×４５０円 ②預かり保育にかかった利用料 ③上限月額１１,３００円（満３歳児は１６,３００円） ① ②のうち小さい額が、③の金額の範囲で無償となります。

※預かり保育が一定基準（平日８時間未満もしくは、年間２００日未満）の幼稚園を利用した場合、上記の範囲内で一時預かり事業等についても対象となります。

施設等利用給付認定（保育の必要性の認定）について

利用料が無償となるには、あらかじめ認定を受ける必要があります。

認定には教育認定（新１号認定）と、就労などの要件を必要とする保育認定（新２・３号認定）があります。

●申請方法について

在園する施設を通じて、申請をお願いいたします。

なお、施設の種類によって、申請先が異なります。

- ・認定こども園
- ・新制度移行済幼稚園
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・病児保育事業

子ども保育課（TEL 058-214-2143）

- ・私立幼稚園（未移行幼稚園）
- ・ファミリー・サポート・センター事業

子ども支援課（TEL 058-214-2398）

企業主導型保育施設について

国より補助を受けて運営する認可外保育施設です。従業員の子どもをはじめ、一部で地域の子どもを受け入れています。３歳児から５歳児クラスの子や、０歳児から２歳児クラスの非課税世帯の子について一定の金額が減額されます。詳しくは企業主導型保育施設に直接お問い合わせください。

●保育の必要性について

岐阜市の保育認定が必要であると施設が判断した場合は、岐阜市に申請書を提出してください。施設の利用前に、あらかじめ認定の申請が必要になるのでご注意ください。

【申請書類】 認可保育所の申込書類と同じものを使用します。

【申請日】 認定希望月の前月１日から１５日まで